

取扱説明書

保証の明細付

シェルフ

CLR-□□TW-□□



1 安全上の注意事項

製品を安全に正しくお使いいただくため、必ずお守りください。

⊙マークは禁止行為を表します。

⚠ 警告

棚板に耐荷重以上の物を載せないでください。変形して物が落下したり転倒してけがをすることがあります。



⚠ 警告

ボルトやネジがゆるんだまま使用しないでください。壊れてけがをすることがあります。



⚠ 注意

棚板に花瓶などの割れ物や壊れ物は置かないでください。



注意の種類の規定：J01FA(一般社団法人日本オフィス家具協会)による次のような危険性の規定に基づいています。

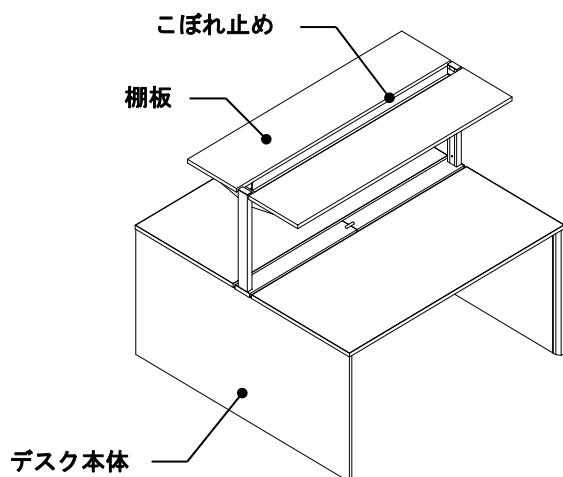
⚠ 警告

取り扱いを誤ると死亡または重症を負う可能性があります。

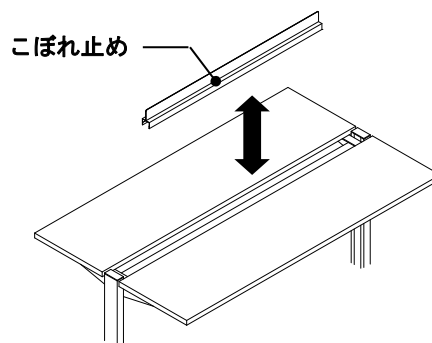
⚠ 注意

取り扱いを誤ると傷害または物的損害が発生する可能性があります。

2 各部の名称



※こぼれ止めは使用に応じて着脱が出来ます。



オプション

■落下防止板

■フロント／サイド／エンドパネル

※詳しくはカタログをご覧ください、お買い求め先の弊社担当者にお申しつけください。

3 ⚠ 使用上の注意事項

Ⓢ このマークは禁止行為を表します。

積載物に重量制限があります

耐荷重以上の物を収納しないでください。転倒や変形の原因になります。

■棚板の耐荷重

1枚あたり：30kgまで

(棚板の全体面に等しくのせた場合です。)

⚠ 荷重は1カ所に集中させないようにして載せてください。

水平に設置してください

フロアに凹凸があるときはそのまま置かないでください。故障やガタツキの原因になることがあります。アジャスターでレベル調整して水平に設置してください。



レイアウト変更はおまかせください

レイアウト変更時の移動、据付けはご自分でなさらずお買い求め先の弊社担当者にお申しつけください。据付け作業が複雑ですので専門の業者が行います。(有償)



こんな物は置かないでください

湿気のあるものを置かないでください。
本体を傷めたり、故障の原因になります。



こんな場所には置かないでください

直射日光が当たるところでの使用は避けてください。変色などの原因になります。



4 お手入れ・点検

お手入れ

通常のお手入れ

柔らかい布で乾拭きしてください。

ひどく汚れた場合

中性洗剤を薄めた液を柔らかい布に浸し、よく絞って拭き取り、その後乾いた柔らかい布で十分乾拭きしてください。



シンナー、アルコール類の使用は避けてください。変色する場合があります。

点検

ネジのゆるみ

使用中にボルトやネジのゆるみによるガタツキが生じた時は、ボルト・ネジを締め直してください。



注意 ボルトやネジがゆるんだままで使用すると本体がこわれてけがをすることがあります。

保証の明細

この度はイトーキ製品をお買い上げいただき、誠にありがとうございます。お使いの弊社製品が、取扱説明書、本体添付のラベル等の注意書による正常なご使用状態のもとで故障した場合、下記保証期間をご参照のうえ、お買い上げ販売店へご連絡ください。転居されたり、贈り物でいただいた物の修理等でお困りの場合には下記イトーキお客様相談センターへご相談ください。

■保証項目

●保証期間は、「一般社団法人日本オフィス家具協会(JOIFA)」のガイドラインに準拠して、お買い上げの日から下記の年限とさせていただきます。

1年保証	外観・表面仕上げ	塗装・樹脂部品の変・褪色、レザー・クロスの摩耗
2年保証	機構・可動部	引出し・スライド機構、扉の開閉、錠前、昇降機構等の故障
3年保証	構造体	強度・構造体にかかわる破損

※保証項目は、各機種共通とさせていただきます。

●保証期間経過後の修理については有償とさせていただきます。

(修理によって機能の維持ができる場合のみ)

■品質表示

構造材	本体	金属〈鋼〉
表面仕上げ		アミノアルキド樹脂塗装

「家庭用品品質表示法」にもとづく表示

■保証対象外の場合

- 火災・天災による故障の場合。
- 改造またはご使用者の責任に帰すると認められる故障の場合。

■部品の保有期間について

- 補修用性能部品の最低保有期間は製造打ち切り後5年間です。
- ※仕様については予告なしに変更する場合があります。

■製品と修理（修理の範囲・修理に必要な期間）に関するお問い合わせ

イトーキお客様相談センター ☎0120-164177 🌐<http://www.itoki.jp/>

■取扱説明書を紛失した場合

上記イトーキお客様相談センター、またはお買い求め先の販売店にお申しつけください。

製品の廃棄について

不要になった製品の廃棄は、各種廃棄物処理業許可取得業者に依頼するなど法令に従った適切な廃棄処理をお願い致します。